

人事委員会年報

平成 20 年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用	9
	(1) 採用試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	12
	(1) 昇任試験	
	(2) 昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告	13
4	条例の制定・改廃に対する意見	18
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	19
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	21
7	不利益処分に関する不服申立て	22
8	苦情相談	22
9	職員団体の登録	22
10	管理職員等の範囲	23
11	労働基準監督機関としての職権の行使	26
	(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	27

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

平成19年4月1日、新潟市は、本州日本海側初の政令指定都市となりました。

それに先立ち、新潟市人事委員会は、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、新潟市人事委員会設置条例に基づき、平成19年1月11日に設置されました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

任期は4年ですが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされています。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成21年4月1日現在)

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	丸山 正	19. 1. 11	19. 1. 11 ～ 23. 1. 10	弁護士
委員 (委員長 職務代理者)	木戸 邦彦	19. 1. 11	21. 1. 11 ～ 25. 1. 10	元新潟市総務局総務部長
委員	大掛 幸子	19. 1. 11	19. 1. 11 ～ 22. 1. 10	新潟万代島総合企画(株) 営業本部長

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成21年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 11人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関する事。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関する事。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- エ 人事記録の管理に関する事。
- オ 人事に関する統計報告に関する事。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関する事。
- キ 職階制に関する事。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関する事。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- コ 給与の支払いの監理に関する事。
- サ 分限及び懲戒に関する事(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関する事。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関する事。
- セ 職員の苦情処理に関する事。
- ソ 管理職員等の範囲に関する事。
- タ 職員団体の登録に関する事。
- チ 労働基準監督機関の権限行使に関する事。
- ツ 公印の管理に関する事。
- テ 文書の收受，発送及び保存に関する事。
- ト 事務局職員の人事，給与及び服務に関する事。
- ナ 事務局の予算，決算その他庶務に関する事。

5 予算

平成 20 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	105,325
報酬	4,668
給料	46,336
職員手当等	30,066
共済費	12,459
報償費	132
旅費	2,210
需用費	1,942
役務費	390
委託料	4,814
使用料及び賃借料	315
負担金補助及び交付金	1,993

6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 20 年度における開催状況は次のとおりです。

	開 催 年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	20. 4. 9 15:00 開会 17:30 閉会	議案 公平審査事案について 報告 苦情相談の報告について
第 2 回 定例会	20. 4. 23 15:00 開会 17:47 閉会	議案 1 平成 20 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について 2 職員を昇任させるための選考について 3 平成 20 年職種別民間給与実態調査の実施について 4 平成 20 年職員給与実態調査の実施について 5 公平審査事案について 報告 平成 20 年 3 月の分限及び懲戒処分の状況について
第 3 回 定例会	20. 5. 14 15:00 開会	議案 公平審査事案について

	16:30 閉会	
第4回 定例会	20. 5.27 15:00 開会 16:20 閉会	議案 1 宿日直勤務の許可について 2 公平審査事案について 報告 1 平成20年4月の分限及び懲戒処分の状況について 2 平成20年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込状況について
第5回 定例会	20. 6.11 15:00 開会 15:53 閉会	議案 公平審査事案について 報告 平成20年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込状況について
第6回 定例会	20. 6.25 15:00 開会 16:43 閉会	議案 1 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 2 公平審査事案について 報告 平成20年5月の分限及び懲戒処分の状況について
第7回 定例会	20. 7. 2 16:00 開会 17:20 閉会	議案 公平審査事案について 報告 1 平成20年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の受験状況について 2 平成20年民間給与実態調査の結果について
第8回 定例会	20. 7.28 15:00 開会 17:35 閉会	議案 1 平成20年度新潟市職員採用試験（消防士B）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成20年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度）の実地について 3 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 職員の特別昇給の承認について 5 公平審査事案について 報告 1 平成20年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の第1次試験の結果について 2 平成20年6月の分限及び懲戒処分の状況について
第9回 定例会	20. 8.21 15:00 開会 17:40 閉会	議案 1 平成20年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成20年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の実施について 3 公平審査事案について 報告 平成20年7月の分限及び懲戒処分の状況について
第10回 定例会	20. 9. 3 15:30 開会 17:00 閉会	協議 1 職種別民間給与実態調査結果について 2 平成20年職員の給与等に関する報告及び勧告について

第 11 回 定例会	20. 9. 8 13:30 開会 17:47 閉会	協議 1 給与等に関する報告及び勧告について 2 人事管理に関する報告について
第 12 回 定例会	20. 9. 19 13:30 開会 17:25 閉会	議案 1 新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について 2 条件付採用期間の延長について 報告 1 平成 20 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の申込状況について 2 平成 20 年 8 月の分限及び懲戒処分状況について 協議 給与等に関する報告及び勧告について
第 13 回 定例会	20. 9. 24 14:20 開会 17:10 閉会	協議 給与等に関する報告及び勧告について
第 14 回 定例会	20. 10. 1 13:30 開会 15:25 閉会	議案 平成 20 年度新潟市職員採用試験（免許資格職・獣医師）の実施について 協議 給与等に関する報告について
第 15 回 定例会	20. 10. 6 9:30 開会 9:35 閉会	議案 職員の給与等に関する報告について
第 16 回 定例会	20. 10. 22 15:00 開会 16:02 閉会	議案 1 平成 20 年度新潟市職員採用試験（免許資格職・理学療法士）の実施について 2 新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部改正について 3 新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の一部改正について 4 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 5 新潟市教育職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部改正について 6 公平審査事案について 報告 1 平成 20 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の受験状況について 2 平成 20 年度新潟市職員採用試験（身体障がい者）の申込状況について 3 平成 20 年 9 月の分限及び懲戒処分状況について
第 17 回 定例会	20. 11. 19 15:00 開会 17:20 閉会	議案 1 平成 20 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について 3 解雇予告除外認定について 4 新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則の制定について

		<p>5 新潟市職員の職員団体の登録等に関する規則の一部改正について</p> <p>6 公平審査事案について</p> <p>報告 平成 20 年 10 月の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 18 回 定例会	20. 11. 26 15:00 開会 16:45 閉会	<p>議案</p> <p>1 新潟市民病院職員（医事専門職・係長級）採用選考の委任について</p> <p>2 条例案に対する意見について</p> <p>3 公平審査事案について</p> <p>報告 平成 20 年度新潟市職員採用試験（身体障がい者）の受験状況について</p>
第 19 回 定例会	20. 12. 19 16:00 開会 17:16 閉会	<p>議案</p> <p>1 職員を昇任させるための選考について</p> <p>2 職員の昇格級決定のための承認について</p> <p>3 昇給区分の職員数割合に関する協議について</p> <p>4 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について</p> <p>5 新潟市教育職員の定時制教育手当に関する規則の一部改正について</p> <p>6 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>1 職員採用における国籍条項について</p> <p>2 平成 20 年 11 月の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>3 条例案に対する意見について</p>
第 20 回 定例会	21. 1. 14 15:00 開会 17:25 閉会	<p>議案</p> <p>1 委員長職務代理者の指定について</p> <p>2 平成 20 年度新潟市職員採用試験（獣医師及び身体障がい者）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>3 解雇予告除外認定について</p> <p>4 公平審査事案について</p> <p>報告 苦情相談の処理について</p>
第 21 回 定例会	21. 1. 28 15:00 開会 17:24 閉会	<p>議案</p> <p>1 平成 20 年度新潟市職員採用試験（理学療法士）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>2 公平審査事案について</p> <p>報告 平成 20 年 12 月の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 22 回 定例会	21. 2. 4 15:00 開会 17:35 閉会	<p>議案</p> <p>1 人事交流採用職員の俸給決定のための承認について</p> <p>2 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>3 「初任給，昇格，昇給等規則の運用について」の一部改正について</p> <p>4 「人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について」の制定について</p> <p>5 人事交流等採用職員の管理職手当の経過措置基準額決定のた</p>

		<p>めの承認について</p> <p>6 「管理職手当規則の運用について」及び「教育職員の管理職手当規則の運用について」の一部改正について</p> <p>7 公平審査事案について</p>
第23回 定例会	21. 2. 18 15:00 開会 17:40 閉会	<p>議案</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>2 平成21年度職員採用試験・選考実施計画について</p> <p>3 新潟市民病院職員（看護師）採用選考の委任について</p> <p>4 職員を昇任させるための選考について</p> <p>5 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>1 新潟市民病院職員（医事専門職・係長級）採用選考の結果について</p> <p>2 平成21年1月の分限及び懲戒処分状況について</p>
第24回 定例会	21. 3. 4 15:00 開会 16:48 閉会	<p>議案</p> <p>1 新潟市教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>2 公平審査事案について</p> <p>3 職員を昇任させるための選考について</p> <p>報告</p> <p>2009年賃金引上げ・労働条件改善に関する統一要請書</p>
第25回 定例会	21. 3. 18 15:00 開会 17:32 閉会	<p>議案</p> <p>1 合併市町村職員における俸給調整について</p> <p>2 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>3 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部改正について</p> <p>4 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>5 「地域手当の運用について」の一部改正について</p> <p>6 新潟市教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について</p> <p>7 職員を昇任させるための選考について</p> <p>8 職員の採用選考にかかる委任請求の承認について</p> <p>9 公平審査事案について</p>
第26回 定例会	21. 3. 25 15:00 開会 16:53 閉会	<p>議案</p> <p>1 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>3 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について</p> <p>4 俸給表適用の特例承認について</p> <p>5 職員の昇格級決定のための承認について</p> <p>6 選考による採用の承認について</p> <p>7 俸給の調整額の特例承認について</p> <p>8 事務局職員の人事発令について</p> <p>9 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>1 平成21年2月の分限及び懲戒処分状況について</p> <p>2 苦情相談について</p>

第2章 事業概要

1 採用

(1) 採用試験

平成20年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

ア 実施日

区分	職 種	第一次試験日		第二次試験日					最 終 合 格 発 表 日				
		筆記 試験	適性 検査	作文 試験	適性 検査	集団 面接	個別 面接	その 他※					
大学 卒業 程度	一般行政	6/29	/	7/23		8/7・8・11・12			8/22				
	社会福祉			7/25		8/6		/					
	土木					8/4・5							
	土木(水道)					8/6							
	建築					8/1							
	電気												
	機械												
	化学									8/6			
	化学(水道)									8/4			
	農業					6/30				7/17	7/17		
	消防士A					6/29・30				6/29	7/18		
消防士B	/		/							7/29			
免許 資格 職	獣医師	6/29	/	/					/				
	獣医師(再募集)	/	/	12/14	/	12/14		1/15					
	保健師	6/29	/	7/25	8/4			8/22					
	薬剤師(行政)			6/29		7/27			7/27				
	薬剤師(病院)					/			7/27				
	臨床心理士	/		/									
	保育士A	9/28	/	10/24		11/6・7			11/20				
	保育士B					11/9							
	助産師			9/28		10/25		10/25					
	看護師												
診療放射線技師													

	臨床検査技師							
	診療情報管理士							
	理学療法士	12/14		1/17		1/17	1/29	
高校卒業程度	一般事務	9/28		10/24	11/4	10/24	11/20	
	土木							
	土木(水道)							
	学校事務			10/24	11/4・5		11/20	
	消防士			9/29	10/23	10/23		
民間企業等経験者	一般行政	6/29		7/25	8/3		8/22	
	一般行政(国際)							
	土木							

※ 大学卒業程度（一般行政），民間企業等経験者（一般行政）及び高校卒業程度（一般事務）は集団討論，民間企業等経験者（国際・土木）はプレゼンテーションを実施

イ 実施状況

区分	職種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍率 ((A)/(B))
大学卒業程度	一般行政	477	348	46	7.6
	社会福祉	68	59	5	11.8
	土木	49	42	16	2.6
	土木(水道)	3	3	2	1.5
	建築	23	18	6	3.0
	電気	20	19	3	6.3
	機械	8	5	2	2.5
	化学	12	9	3	3.0
	化学(水道)	6	6	1	6.0
	農業	9	6	1	6.0
	消防士A	76	72	7	10.3
	消防士B	46	44	13	3.4
	獣医師	1	1	0	—
	獣医師(再募集)	3	2	2	1.0
	保健師	64	51	4	12.8
	薬剤師(行政)	3	3	1	3.0

免 許 資格職	薬剤師（病院）	26	22	2	11.0
	臨床心理士	7	6	1	6.0
	保育士A	236	210	25	8.4
	保育士B	221	195	12	16.3
	助産師	10	8	4	2.0
	看護師	78	67	15	4.5
	診療放射線技師	26	25	3	8.3
	臨床検査技師	40	32	2	16.0
	診療情報管理士	8	8	1	8.0
	理学療法士	10	9	1	9.0
高校 卒業 程度	一般事務	58	48	4	12
	土木	8	8	2	4
	土木（水道）	1	1	0	—
	学校事務	131	101	15	6.7
	消防士	86	77	13	5.9
民 間 企業等 経験者	一般行政	213	194	4	48.5
	一般行政（国際）	6	6	1	6.0
	土木	55	51	2	25.5
合 計		2,088	1,756	219	8.0

（2）採用選考

ア 平成20年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの以外は、次のとおりです。

（ア）実施日

区 分	職 種	第一次試験日		第二次試験日		最 終 合 格 発 表 日
		筆記試験	適性検査	作文	個別面接	
身体障がい者	一般事務	11/16		12/14		1/15
	学校事務					

(イ) 実施状況

区 分	職 種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍 率 ((A)/(B))
身体障がい者	一般事務	21	19	2	9.5
	学校事務	9	7	1	7.0

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者 医事専門職 1人
 看護師 33人

2 昇任

(1) 昇任試験

平成20年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

(2) 昇任選考

平成20年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

任命権者 役職	市 長	教 育 委員会	代 表 監 査 委 員	選 挙 管 理 委 員 会	消 防 長	水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 業 管 理 者	合 計
部 長	9	1	1	1	0	0	0	12
課 長	26	4	1	0	1	3	7	42
合 計	35	5	2	1	1	3	7	54

3 職員の給与等に関する報告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について、平成19年10月に初めて行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に引き続き、職員の給与等勤務条件について検討を重ね、平成20年10月6日、市議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

報 告 (概 要)

1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「平成20年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は5,461人で、平均年齢は43.6歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給348,374円、扶養手当9,714円、管理職手当5,852円、住居手当3,580円、その他の手当3,642円の合計371,162円である。

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の414事業所から層化無作為抽出法により抽出した95事業所について、「平成20年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は95.8%、調査実人員は3,289人であり、調査結果は広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	25.1	13.8	2.1	59.0
課長級	24.6	15.6	0.0	59.8

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給停止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	78.7	68.4	21.7	7.9	38.8	10.3	21.3
課長級	77.1	66.8	20.9	7.5	38.4	10.3	22.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 雇用調整の実施状況

第3表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項目	実施事業所の割合
採用の停止・抑制	6.2
転籍出向	3.6
部門の整理・部門間の配転	3.4
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.2
賃金カット	1.3
残業の規制	1.1
正社員の解雇	1.1
希望退職者の募集	0.7
雇用調整を実施した事業所	14.9

(注) 1 平成20年1月以降の実施状況である。

2 項目の内容は複数回答である。

ウ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で26.1%（昨年36.4%）、高校卒で9.7%（同10.3%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で196,107円（同189,857円）、高校卒で161,848円（同154,295円）となっている。

(イ) 家族手当

配偶者にあつては月額12,653円（昨年13,910円）、配偶者と子2人にあつては月額23,804円（同27,158円）となっている。

(ウ) 住宅手当

手当を支給している事業所の割合は42.5%（昨年39.4%）となっており、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給限度額の中位階層は25,000円以上26,000円未満（同21,000円以上22,000円未満）となっている。

(エ) 特別給

特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額額の4.43月分（昨年4.43月分）に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・年齢・学歴を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第4表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
369,994円	369,932円	62円

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
3 職員給与には、平成18年4月の俸給表の切替えに伴う経過措置による差額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.45月）は、民間における特別給の支給割合（4.43月）とおおむね均衡している。

4 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.4%上昇している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では185,890円、3人世帯では213,400円、4人世帯では240,910

円となっている。

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

較差が俸給表の改定を適切に行うには十分ではないこと、また、諸手当を改定する特段の必要性が認められないこと等の事情を総合的に勘案し、月例給の改定を行わないことが適当であると判断した。

ただし、月例給のうち、市外勤務者等に対する地域手当の支給割合について、引き続き国家公務員の制度に準じて定めることとする。

(2) 特別給

民間における年間支給割合が職員の年間平均支給月数とおおむね均衡していたことから、昨年に引き続き、期末手当・勤勉手当の支給月数の改定を行わないことが適当であると判断した。

6 その他給与等に関する課題

(1) 医師の初任給調整手当の改善

地方における医師不足の実態を踏まえ、国や他の地方公共団体の動向などに留意しつつ対応を検討する必要がある。

(2) 勤務実績の給与への反映

勤務成績の判定基準等を適宜見直すなど勤務実績の給与への反映について一層推進していくこととする。また、任命権者にあっては適正な運用に向けた更なる取組を求めるものとする。

(3) 住居手当

勤務地と居住地の関係や住居事情など国家公務員と市職員との相違点の有無を含め、市内民間事業所や国及び他の地方公共団体の状況を引き続き調査し、同手当の在り方についても更に検討を進めていくこととする。

(4) 通勤手当

昨今の社会・経済情勢も踏まえ、市内民間事業所、国及び他の地方公共団体の状況を引き続き調査し、検討を進めていくこととする。

7 人事管理に関する課題

(1) 人材の確保

引き続き社会情勢の変化に対応した採用試験の在り方について更に研究を進め、取組を強化していくこととする。

(2) 人事評価制度の確立

人事評価制度を試行しているところであり、今後、課題を十分に検証しつつ、評価者の能力向上や制度に対する職員の理解を深めるなどの取組を引き続き進め、公正性・透明性の高い人事評価制度を確立していく必要がある。

(3) 勤務時間の見直し

市内民間事業所の平均所定労働時間は、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間56分となっており、国と同様に民間事業所の方が短くなっている。本市の勤務時間についても、民間の状況や国、他都市の動向に留意しながら見直すことが適切と考える。

なお、見直しに当たっては、市民サービスに支障が出ないように、また、行政コストの増大を招くことのないよう、十分な準備を整える必要がある。

(4) 超過勤務の縮減

管理職員にあっては、業務の見直しや適切な業務配分、職員の業務進捗状況の把握等を一層徹底することにより、超過勤務の縮減を図っていく必要がある。恒常的に超過勤務時間が多い職場については、抜本的な改善策を検討する必要がある。

(5) 仕事と家庭の両立支援

育児休業や育児短時間勤務、介護休暇といった両立支援のための制度が十分活用されるよう、更に環境整備に取り組んでいく必要がある。

(6) メンタルヘルス対策

市の組織全体として更に体制を強化していくとともに、先進事例の研究を進めていくことが必要である。

(7) 女性職員の登用の拡大

引き続き女性職員の職域を拡大するとともに、意欲・能力の高い女性職員が活躍できるよう、適材適所の人材登用の拡大に努めていくことが必要である。

(8) 高齢期の雇用問題

国の動向等を注視しながら定年延長の導入や、その際の再任用との組合せ等、高齢期の雇用問題について研究を進めていく必要がある。

(9) 公務員倫理の確保

常に高い使命感と倫理観をもって職務を遂行することが求められていることを認識し、市民に信頼される公務員として、職務に精励していくことを要望する。

4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
20. 11. 28	新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正について	県立高校教職員及び県費負担教育職員（義務教育諸学校教職員）との均衡を図るため、県の改定内容に準じて、教育等教員特別手当の最高限度額引下げ及び定時制教育手当等の支給割合の引下げ改定を行うもの	教員給与について、勤務実績を反映したメリハリのある給与体系の構築を図るものであり、適当であると考えられる。
	新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	県立高校教職員及び県費負担教育職員との均衡を図るため、災害時保護防災業務等の特殊勤務手当額の引上げや時間要件の見直しを行うもの	
21. 2. 23	新潟市給与条例の一部改正について	医師確保に向け国や県の医療機関との処遇均衡を図るため、初任給調整手当の月額支給限度額を引き上げるもの	医師等の人材確保を図るための改正であり、異議はない。

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成20年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (国体実行委員会に職員参加)	1人	承認 20.4.21
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (国体実行委員会に職員参加)	1人	承認 20.4.24
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (ときメキ新潟国体リハーサル大会に職員参加)	1人	承認 20.5.7
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (ときメキ新潟国体リハーサル大会に職員参加)	1人	承認 20.7.1
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (ときメキ新潟国体リハーサル大会に職員参加)	1人	承認 20.7.24
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (北信越国体に職員参加)	1人	承認 20.8.19
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (北信越国体に職員参加)	1人	承認 20.8.21
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (北信越国体に職員参加)	1人	承認 20.8.21
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (国体に職員参加)	1人	承認 20.9.05
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (国体に職員参加)	1人	承認 20.9.24
教育委員会	職務に専念する義務の特例の承認について (国体に職員参加)	1人	承認 20.9.24
市長	条件付採用期間の延長決定について	1人	決定 20.9.19
市長	臨時的任用の職の承認について	9人	承認 20.9.30
教育委員会	職務に専念する義務の特例の承認について (自治労安全衛生集會に職員参加)	2人	承認 21.1.28
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (自治労安全衛生集會に職員参加)	3人	承認 21.1.29
市長	臨時的任用の職の承認について	51人	承認 21.3.31

(2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内 容	対 象	
市 長	昇給区分の職員数割合に関する協議について (昇給区分を決定する職員の総数に占める「特に良好」以上の昇給区分に決定する職員の割合)	—	応諾 20. 12. 19
消 防 長	職員の特別昇給の承認について (生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となった消防職員の昇給)	1 人	承認 20. 7. 28
市 長	職員の昇格級決定のための承認について	2 人	承認 20. 12. 19
市 長 教育委員会	採用職員（公営企業からの人事交流等）の俸給の決定の承認について	12 人	承認 21. 2. 4
教育委員会	採用（県費負担教員から市費負担教員への採用）職員及び異動（県費負担教員から市事務局職員への異動）職員の管理職手当の経過措置基準額決定の承認について	43 人	承認 21. 2. 4
市 長	合併市町村職員における俸給調整のための承認について	—	承認 21. 3. 18
市 長	選考採用職員（県からの人事交流）の俸給の決定の承認について	21 人	承認 21. 3. 18
市 長	俸給表適用の承認について（医師、保健師の異動職員）	3 人	承認 21. 3. 26
市 長 教育委員会 消 防 長	職員の昇格級決定のための承認について	64 人	承認 21. 3. 26
市 長 教育委員会	選考採用職員（国・県からの人事交流等）の俸給の決定の承認について	21 人	承認 21. 3. 26
市 長	俸給の調製額の特例承認について（人事交流職員について広域異動手当に代わる適当な措置）	2 人	承認 21. 3. 26

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成20年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	要求年月日	審理状況
平成18年度(措)第1号事案	昇給の実施	19. 2. 28	要求取り下げ 20. 7. 9
平成19年度(措)第1号事案	職務専念義務免除の不承認の取消	19. 10. 31	要求認容・勧告 20. 8. 22
平成19年度(措)第2号事案			
平成19年度(措)第3号事案			
平成19年度(措)第4号事案			
平成19年度(措)第5号事案			
平成19年度(措)第6号事案			
平成19年度(措)第7号事案			
平成19年度(措)第8号事案			
平成19年度(措)第9号事案			
平成21年(措)第1号事案	特別支援教育公開講座に従事した際の代休措置	21. 1. 14	係属中
	校舎の施錠確認等の管理職による実施	21. 3. 23	係属中

7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 20 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 17 年（不） 第 1 号事案	懲戒（減給）処分取消	17. 2. 25	係属中
平成 20 年（不） 第 1 号事案	懲戒（戒告）処分取消	20. 12. 2	係属中

8 苦情相談

平成 20 年度における職員からの苦情相談の概要は、次のとおりです。

単位：人

任用 関係	給与 関係	勤務条件 服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	その他	計
		1				2	3

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているため、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

機 関		職
本庁	議会議務局	局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局	技監，部長，担当部長，本部長，会計管理者，部に置かれる次長，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 政策企画部企画調整課の政策監，主幹，係長及び市長が特に命じた主査 政策企画部秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事 政策企画部の企画・広報監 文化観光・スポーツ部の美術企画監 保健所の医監 経済・国際部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部行政経営課の行政経営係長及び行政組織係長 総務部の IT 政策監 総務部人事課の人事係長及び給与係長並びに人事，給与及び服務担当の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主査，副主査及び主事 総務部職員健康管理課の安全衛生係長 財務部の副参事 財務部財務課の係長 会計課の係長 都市政策研究所の副所長，主任研究員，事務局長及び市長が特に命じた主査
	教育委員会事務局	教育長，教育次長，教育政策監，課長及び課長補佐 教育総務課の総務企画係長及び職員係長 学校支援課の総括指導主事 教職員課の総括管理主事及び管理主事

	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長及び次長
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所 及び区 役所の 機関	区役所	区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長 地域課の企画係長及び区政推進係長 総務課の総務係長及び管理財務係長
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	豊栄博物館	館長
	水の駅「ビュー福島潟」	館長
	コミュニティセンター	所長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	新津 B&G 海洋センター	所長
	巻文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
保育園	園長	
本庁又 は区役 所以外 の機関	東京事務所	所長及び副所長
	消費生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長
	埋蔵文化財センター	所長
	資源再生センター	所長
	清掃事務所	所長
	清掃センター	所長
	白根環境事業所	所長
	新津クリーンセンター	所長
	処分地管理事務所	所長
	東処理センター	所長
	母子生活支援施設さつき荘	所長
	児童相談所	所長及び所長補佐
	幼児ことばとこころの相談センター	所長
	ひしのみ園	園長
明生園	園長	

めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長及び所長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
大山台高齢者福祉センター	所長
保健所	所長，次長，課長及び課長補佐
食品環境センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長，次長及び次長補佐
中央卸売市場	場長，次長及び次長補佐
園芸センター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長，次長及び次長補佐
地域土木事務所	所長，課長及び課長補佐
地域下水道事務所	所長，次長及び次長補佐
下水道管理センター	所長，課長及び課長補佐
工事検査センター	所長，次長，副参事及び次長補佐
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長，教頭及び事務長
養護学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長，次長及び次長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長，課長及び課長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長
総合教育センター	所長及び所長補佐
視聴覚センター	所長
教育相談センター	所長
教育事務所	所長
学校給食センター	所長
特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成21年4月1日現在)

所 管	号別区分	事 業 所 の 名 称
人 事 委 員 会	第12号 教育・研 究・調査の 事業	美術館・新津美術館・埋蔵文化財センター・衛生環境研究所・園芸センター・ 豊栄博物館・水の駅「ビュー福島潟」・三ツ森児童館・早通児童センター・葛 塚東児童館・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・視聴覚 センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・ 小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除く。）・高等学校・中等教育学校・ 幼稚園（給食場を除く。）・養護学校（給食場を除く。）
	別表第1 の各号に 属さない 事業	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・幼児ことばと こころの相談センター・身体障がい者更正相談所・知的障がい者更正相談所・ 食品衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地 域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会 館・亀田市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・新津 B&G 海洋センター・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事 務局・教育委員会事務局・教育事務所・選挙管理委員会事務局・人事委員会事 務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局
労 働 基 準 監 督 署	第1号 製造・加工 業	学校給食場・給食センター
	第13号 保健・衛生 業	ひしのみ園・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・ 大山台高齢者福祉センター・保健所・食品環境センター・地域保健福祉センタ ー・保育園
	第15号 清掃・と畜 場業	資源再生センター・清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理セ ンター・白根環境事業所・新津クリーンセンター

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 20 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項 目	件 数
解雇予告除外認定	3
断続的な宿日直勤務の許可	2
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	8
健康診断結果報告書の受理	32
産業医選任報告書の受理	2
衛生管理者選任報告書の受理	2
死傷病報告の受理	10

12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 20 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公布年月日 (施行年月日)	名 称	制定・改廃の概要
平成 20 年 第 15 号	20. 7. 1 (20. 7. 1)	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職務給厳格化に伴う降格者に適用する役職加算割合の特例に関する経過措置の規定の整備
平成 20 年 第 16 号	20. 7. 31 (20. 8. 1)	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	都市政策研究所の事務局次長職の新設に伴う所要の改正
平成 20 年 第 17 号	20. 9. 26 (20. 10. 1)	新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	「新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の施行に伴う規定の制定
平成 20 年 第 18 号	20. 10. 31 (20. 11. 1)	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	「新潟市中等教育学校条例」の施行による中等教育学校の校長職等の新設に伴う所要の改正
平成 20 年 第 19 号	20. 10. 31 (20. 11. 1)	新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	1 時間当たり給与額の算定基礎となる年間勤務時間から減ずる休日相当分の勤務時間についての規定の整理

平成 20 年 第 20 号	20. 10. 31 (20. 11. 1)	新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与減額時の1時間当たり給与額の算定基礎となる年間勤務時間から減ずる休日相当分の勤務時間についての規定の整理
平成 20 年 第 21 号	20. 10. 31 (20. 11. 1)	新潟市教育職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則	「新潟市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の題名の改正に伴う所要の改正
平成 20 年 第 22 号	20. 11. 27 (20. 12. 1)	新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則	「新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正に伴う所要の改正
平成 20 年 第 23 号	20. 11. 27 (20. 12. 1)	新潟市職員の職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則	職員団体に対する法人格付与の根拠規定が法人格付与法に集約されることに伴う所要の改正
平成 20 年 第 24 号	20. 12. 26 (21. 1. 1)	新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	「新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例」の改正に伴う手当額の改正
平成 20 年 第 25 号	20. 12. 26 (21. 4. 1)	新潟市教育職員の定時制教育手当に関する規則の一部を改正する規則	「新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例」の改正に伴う所要の改正
平成 21 年 第 1 号	21. 2. 10 (21. 2. 10)	新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則	職務の級及び号俸を特例的に決定する場合は人事委員会の定めるところにより決定する旨の規定の整備
平成 21 年 第 2 号	21. 3. 10 (21. 3. 10)	新潟市教育職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則	県教育職員の例により難しいときは人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる旨の規定の整備

(2) 訓令

平成 20 年度中に公布及び施行されたものはありません。

平成 20 年度

人 事 委 員 会 年 報

平成 21 年 9 月 発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

給与係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151